

賛助会員規程

(目的)

- 第1条 この規程は、一般財団法人ペット災害対策推進協会（以下「本協会」という。）の定款第55条の規程に基づき、本協会の目的及び事業に賛同し、本協会の事業を財政面で賛助する個人又は団体の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 本協会の会員は、寄附協力者であり、会員の意見・行動等は協会を代表するものではない。

(賛助会員・会員種別)

- 第2条 本協会の目的及び事業に賛同する団体又は個人は、賛助会員となることができる。
- 2 賛助会員の種別とその会費は、次のとおりとする。
- 団体特別賛助会員：本協会の目的及び事業に賛同し、毎年の年会費を一口10万円を一口以上納入する団体
- 団体賛助会：本協会の目的及び事業に賛同し、毎年の年会費を1万円納入する団体
- 個人賛助会員：本協会の目的及び事業に賛同し、毎年の年会費を5千円納入する個人

(理事会への報告)

- 第3条 理事長は新たに賛助会員となった者について、理事会に報告しなければならない。その場合、団体特別賛助会員についてはその団体名及び納入年会費額を、その他の賛助会員については種別の総数を、理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

- 第4条 会員は、会費の納入及び住所、氏名若しくは団体名、電話番号、メールアドレスの届出をもって登録される。登録期間は本協会の会計年度単位で、登録された月の属する会計年度の期間とする。

(賛助会員の特典)

- 第5条 賛助会員は、会費を納入したことに對して対価性のある特典の特典を受けられるものではないが、次の便宜供与を受けられることができる。
- (1) 会費領収書（会員証を兼ねる）の発行
 - (2) 本協会が主催する、セミナー等の開催及び緊急災害時動物救援ボランティアの募集に関する情報の提供
 - (3) メール（登録者に限る。）、パンフレット、郵送物等による緊急災害時動物救援情報の提供（随時）

(会費の使途)

- 第6条 第2条2項の会費は、その全額を本協会の公益目的事業及び管理費に使用しなければならない。ただし、管理費としての使用は、会費の当該年度の総合計額の50%を上限とする。また、翌年度以降に繰り越すことができるものとするが、当該繰越金については管理費には執行できないこととする。

(登録の抹消)

第7条 賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により登録を抹消することができる。登録の抹消がされた場合、当該賛助会員に対して、登録が抹消されたことをその事由を付して通知しなければならない。

- (1) 法令、定款及び本規程その他当協会の規程に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為があったとき
- (3) 本協会の目的及び事業に賛同していないと認められる行為があったとき
- (4) 正当な理由がなく会費を2年以上滞納したとき

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退会)

第8条 賛助会員は、いつでも退会通知を本協会に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員情報の保護)

第9条 本協会は、別に定める個人情報管理規程に基づき、会員に関する個人情報について守秘義務を負い、会員名簿(氏名、住所、電話番号、生年月日等の全てが記載されている媒体)は一切公開しない。

2 本協会は、会員にとって利益となると考えられる緊急災害時動物救援情報の提供の際に、会員名簿を使用することができる。ただし、会員本人から名簿非使用の申し出があった場合には当該会員の個人情報は使用しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年6月26日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成30年6月27日から施行する。